

## 東京都麻醉銃猟許可申請手続要領

27環自計第477号

平成27年8月27日

### 1 通則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第38条の2第1項の許可（以下「麻醉銃猟許可」という。）を受けようとする者が、同条第2項の規定に基づき行う申請に係る手続は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年東京都規則第82号。以下「細則」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

### 2 麻醉銃猟許可の要件について

#### (1) 概要

法第38条の2第3項の規定により、麻醉銃猟許可を受けるためには、当該申請に係る麻醉銃猟が次のいずれにも該当していないことが必要となる。

- ア 麻醉銃猟の目的が、鳥獣による生活環境に係る被害の防止という目的に適合しないとき。
- イ 人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあるとき。

#### (2) 「人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあるとき」に関する考え方

次に掲げる要件を満たしている場合は、法第38条の2第3項第2号の「人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあるとき」に該当していないものとする。

- ア 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に伴う危害の防止を十分確保するため、次に掲げる措置を講じていること。
  - (ア) 麻醉が効くまでの間に又は麻醉が効かないこと等により対象鳥獣を興奮させて当該鳥獣が人の生命又は身体への危険を及ぼすおそれがないこと。
  - (イ) 麻醉薬が発射されることによる危険がないこと。
  - (ウ) 従事者、住民等への危害及び財産への損害を防止するための措置が採られていること。
  - (エ) 麻醉銃猟を行うことについて周辺住民等に周知を図ること。
  - (オ) 人の往来が多い期間又は区域においては実施を見合わせること。
  - (カ) 射手の撃つ方向に人がいないことを確認すること。
  - (キ) 周囲の安全確認をすること。
  - (ク) 無線を使って射手と安全確認の担当者が連絡をとること。この場合において、

当該無線は、特定小電力トランシーバー等を使用し、アマチュア無線を使用しないようにすること。

(ケ) 麻酔が効くまでの間に二次的な被害を発生させ、又は対象個体を見失うことがないように必要な人員の配置及び道具の準備をすること。

(コ) 外れた弾を放置せずに確実に回収すること。

イ 麻酔銃猟の対象とする鳥獣の種類が、原則としてニホンザルであること。

麻酔銃猟においては、麻酔薬の効力が現れるまでに時間を要し、麻酔銃を撃たれたことにより対象個体が興奮し、周辺の住民、住宅等に重大な危害又は損害を及ぼすおそれもある。また、従事者が反撃を受ける等の二次被害のおそれもある。

そのため、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシに係る麻酔銃猟については、その危険性から原則として麻酔銃猟許可をしないものとする。

### 3 麻酔銃猟許可の申請

(1) 麻酔銃猟許可の申請に係る申請図書（以下「許可申請図書」という。）の構成

法第38条の2第2項の規定に基づき麻酔銃猟許可の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）が提出する書類は、次に掲げる申請図書1組を、次に掲げる順に綴じるものとする。

ア 麻酔銃猟許可申請書【規則第46条の2第1項、細則第13条の2、細則第11号様式の2】

イ 使用する麻酔銃につき、申請者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による許可に係る許可証（銃砲所持許可証）の住所、氏名、許可証番号及び交付年月日が分かるページ及び使用する麻酔銃のページの写し（当該許可を受けた者以外の者が当該許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日が分かるページの写しを含む。）

ウ 捕獲等をしようとする区域を明らかにした図面（縮尺5万分の1以上のものに限る。）（市街地の場合は、街区が判別できる縮尺とすること。）

エ 危害の防止のための措置（人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれの防止のための措置）の計画書

（2（1）及び2（2）についての措置の計画を記載すること。）【本要領別記様式】

(2) その他

許可申請図書を持参する者は、その申請内容及び記載内容について説明ができるよう、努めるものとする。

### 4 麻酔銃猟許可証の交付

許可申請図書の審査の結果、麻醉銃猟許可を受けることとなった者は、麻醉銃猟許可証（住居集合地域等における麻醉銃猟）（規則様式第 15 の 2）の交付を受けるものとする。

なお、麻醉銃猟許可証の交付を受けるに当たって、留意事項として、住所又は氏名の変更の届出、麻醉銃猟許可証の携帯、麻醉銃猟許可証の返納などの説明を受けるものとする。

## 5 麻醉銃猟許可証の返納

4 の規定により麻醉銃猟許可を受けた者は、麻醉銃猟許可の有効期間が満了したときは、その日から起算して 30 日を経過する日までの間に、麻醉銃猟許可証（住居集合地域等における麻醉銃猟）（規則様式第 15 の 2）を、東京都知事に返納するものとする【法第 38 条の 2 第 9 項第 2 号、規則第 46 条の 2 第 7 項】。

### 附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成 27 年 5 月 29 日から適用する。

## 別記様式

危害の防止のための措置（人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれの防止のための措置）の計画書

項目	内容
麻酔が効くまでの間に又は麻酔が効かないこと等により対象鳥獣を興奮させて当該鳥獣が人の生命又は身体への危険を及ぼすおそれへの対策	
麻酔薬が発射されることによる危険がないことの対策	
従事者、住民等への危害及び財産への損害を防止するための措置	
周辺住民等への周知	
人の往来が多い期間又は区域における実施の見合わせ	
射手の撃つ方向に人がいないことの確認	
周囲の安全確認	
無線を使った射手と安全確認の担当者との連絡体制	
外れた弾の確実な回収	
対象とする鳥獣に対する麻酔銃の使用実績	